

各 位

**「健康サポートのための多職種連携研修会（研修会 A）」及び
「健康サポートのための薬剤師の対応研修会（研修会 B）」のご案内**

一般社団法人奈良県薬剤師会
会長 後岡 伸爾

令和 6 年度健康サポート薬局研修会「研修会 A」、「研修会 B」を下記日程にて同日開催いたします。
受講を希望される方は、別紙申込書の受講要件をご確認のうえ、お申し込みください。

他府県において受講済である方におかれましても、研修項目「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」を含む「研修会 A」については、受講者は自らが勤務等する薬局が所在する地域の研修を受ける必要があります。また、セルフケア・セルフメディケーションを学ぶ機会として「研修会 B」を受講することもできます。

記

日 時	令和 6 年 10 月 6 日（日）【研修会 A】9：00～13：15 【研修会 B】14：00～18：45
場 所	奈良県薬業会館 3F 大会議室 および 2F 中会議室（橿原市久米町 926）
主 催	（一社）奈良県薬剤師会 共 催：（公社）日本薬剤師会
内 容	別紙次第のとおり
対 象	◆すでに「健康サポート薬局」や「地域連携薬局」である旨を表示し得る業務体制を有する薬局に従事しており、意義や諸規定を理解し、「健康サポート薬局」および「地域連携薬局」として地域住民の健康の保持増進に貢献する意欲がある薬剤師。 ◆日本薬剤師研修センター発行の「健康サポート薬局研修修了証」の更新期間となっている薬剤師。<u>（他団体の修了証の更新はできません）</u> ※ <u>研修修了証の有効期限が 2026 年 10 月 5 日以前の方は、更新要件の対象となりますので優先的に受付いたします。</u> ※ 更新の際は、研修会 B は必須ではございませんが、新プログラムとなっておりますので再受講されることをお勧めいたします。
定 員	研修会 A：120 名、 研修会 B：70 名 ※定員の都合上、申込者全員が受講可能になるとは限りません。
受 講 料	【研修会 A・B 両方】 10,000 円 （但し、会員は 3,000 円） 【研修会 A または B のみ】 5,000 円 （但し、会員は 1,500 円） ※<u>支払方法については受付確定後、改めてご連絡いたします。</u>
申込方法	受講申込書（県薬ホームページからダウンロード可）にご記入の上、FAX または郵送にて奈良県薬剤師会までお申し込みください。
送 付 先	〒634-0063 橿原市久米町 926 （一社）奈良県薬剤師会 FAX：0744-22-2739
申込期限	令和 6 年 9 月 5 日（木）（必着）
備 考	・当日参加は受け付けられません。申込締切日は「厳守」ください。 ・受講は時間厳守です。<u>（遅刻・早退すると「受講証明書」は交付いたしません。）</u> ・当日、理解度確認のためレポートを作成いただきます。 <u>筆記用具（多色ペンやラインマーカー）をご持参ください。</u> ・昼食は各自ご用意ください。

■重要■

本研修会は、新プログラムでの開催となっており、研修会 B 受講者に関しましては「**先に健康サポート薬局研修 e ラーニングを受けておく**」こととされています。新プログラムでの e ラーニングの登録をお願いいたします。また、研修会 A・研修会 B の受講には事前の課題があります。詳細につきましては申し込み受付後、受講者の方にご案内いたします。

**「健康サポートのための多職種連携研修会（研修会A）」及び
「健康サポートのための薬剤師の対応研修会（研修会B）」 次第**

日 時： 令和6年10月6日（日）9:00～18:45

主 催： （一社）奈良県薬剤師会 共催：（公社）日本薬剤師会

場 所： 奈良県薬業会館 3F 大会議室 及び 2F 中会議室（奈良県橿原市久米町926）

健康サポートのための多職種連携研修会【研修会A】

司会：奈良県薬剤師会 理事 坂上 美希

時 間	内 容	講師・進行役
9:00～ 9:25	1-1 健康サポート薬局の基本理念	日本薬剤師会 会長 山本 信夫（DVD） 〃 副会長 田尻 泰典（DVD）
9:25～ 9:45	1-2 健康サポート薬局の理念 ～地域包括ケアに対応した薬局・薬剤師～	奈良県薬剤師会 副会長 福井 康至
9:45～10:05	1-3 ～グループ討議～ 薬局が地域の資源とどのように繋がるか	奈良県薬剤師会 理事 増谷 和也
10:05～10:35	2-1 奈良県における健康課題と健康増進施策	奈良県福祉医療部医療政策局 健康推進課 課長 木村 綾子様
10:35～11:15	2-2 「健やかな生活のための口腔衛生 ～健口体操で疾病予防～」	（歯科衛生士） 榊井 信子 様
	2-2 「生活の視点から助言する 家でもできる 疾病予防」	（作業療法士）奈良県作業療法士会 会長 西井 正樹 様
11:15～11:25	2-3 当該地域の医療・保健・健康・介護・福祉 等の資源について	奈良県薬剤師会 理事 吉川 晃之祐
11:35～12:45	3 地域包括ケアシステムの中で健康サポート薬局 としての役割を発揮するための各職種・機関と の連携による対応等に関する演習 (1) ケーススタディ（40分） (2) 発表（20分） (3) 演習のまとめ（レポート作成）（10分）	奈良県薬剤師会 理事 吉谷 淳至
12:45～13:15	4 まとめ「私たちの目指す健康サポート薬局の姿」 (1) グループ討議 (健康をサポートする薬局として 今私たちに何ができるか) (2) 発表 (3) まとめ（レポート作成）	奈良県薬剤師会 理事 吉谷 淳至

健康サポートのための薬剤師の対応研修会【研修会B】

司会：奈良県薬剤師会 理事 吉田 幸世

時 間	内 容	講師・進行役
14:00～14:15	0 薬局・薬剤師を巡る現状と健康サポート薬局	奈良県薬剤師会 理事 坂本 剛
14:15～14:40	1 一般用医薬品等を取り巻く現状	日本薬剤師会 常務理事 岩月 進（DVD）
14:40～18:25	2 薬局利用者の状態把握と販売時と販売後の 対応（演習） 題材：鼻炎 ①導入とアイスブレイク ②薬剤師の臨床判断 ③適切な医薬品選択と提案のための情報収集とその 考え方 ④添付文書の伝え方～安全で有効な使用のために～ ⑤販売時と販売後の対応 ⑥演習のまとめ	演習進行：奈良県薬剤師会 理事 高崎 洋輔 講師：日本薬剤師会 一般用医薬品等委員会 委員長 亀山 貴康（DVD） 昭和大学薬学部 社会健康薬学講座 医薬品評価薬学部門 准教授 亀井 大輔 様（DVD）
18:25～18:30	3 まとめ	奈良県薬剤師会 理事 高崎 洋輔
18:30～18:45	4 レポート作成	

※ 研修会A・研修会BともにDVD講師の所属・役職名は収録当時のものです

**「健康サポートのための多職種連携研修会（研修会 A）」及び
「健康サポートのための薬剤師の対応研修会（研修会 B）」**

受講申込書

受講希望研修	☐ 研修会 A ☐ 研修会 B	
参加区分	☐ 奈良県薬剤師会 会員 ☐ 非会員	
受講者氏名	(フリガナ) 	
受講者 現住所	〒	
勤務先名称		
連絡先電話番号	☐ 自宅 ☐ 勤務先	— —
連絡先 FAX 番号	☐ 自宅 ☐ 勤務先	— —
連絡メールアドレス	@	
薬剤師名簿登録番号	第	号
受講要件 (当てはまるもの全てに チェックをしてください。)	☐ <u>日本薬剤師研修センター発行の「健康サポート薬局研修 修了証」の更新のため（他団体の更新はできません）</u> ☐ すでに「健康サポート薬局」か「地域連携薬局」である旨 を表示し得る業務体制を有する薬局に従事している ☐ 「健康サポート薬局」または「地域連携薬局」として地域 住民の健康の保持増進に貢献する意欲がある ＊健康サポート薬局研修修了証発行申請には、薬局での 5 年以上の実務経験 を有する。 ＊実務経験は、週当たりの勤務時間数が 20 時間以上であった 期間を通算するものとする。 ＊健康サポート薬局には所定の研修を修了した薬剤師が常駐する 勤務体制が必要です。	

申込先：(一社)奈良県薬剤師会（FAX：0744－22－2739）

締切日：令和 6 年 9 月 5 日（木）

(参考資料 1)

地域連携薬局の認定基準における「地域包括ケアシステムに関する研修について」

(規則第 10 条の 2 第 3 項第 8 号)

「健康サポート薬局に係る研修実施要綱」(平成 28 年 2 月 12 日薬生発 0212 第 8 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知別添)において、技能習得型研修の研修項目に「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」が、知識習得型研修の研修項目に「地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例」が含まれていることから、当該要綱に基づき研修実施機関が実施した健康サポート薬局に係る研修を修了した者として修了証の交付を受けた常勤の薬剤師が、本規定の基準を満たすものとして取り扱う事とする。

(参考資料 2)

「地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定基準に関する Q & A について」

(令和 3 年 1 月 29 日 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡通知)

【地域包括ケアシステムに関する研修の受講】

(問)

施行通知第 2 の 3 (8) において、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱」に基づき、「研修実施機関から健康サポート薬局に係る研修を修了した者として修了証の交付を受けた常勤の薬剤師」の配置を求めている。

一方、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成 28 年 2 月 12 日付け薬生発 0212 第 5 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)においては、健康サポート薬局の要件に関し、研修修了薬剤師に求めている一定の実務経験については「過去に薬局の薬剤師としての経験が 5 年以上あるものとする。研修の提供者は、研修の修了証を発行する際に確認するものとする。」とされている。

薬局の薬剤師としての経験が 5 年に満たない場合であって、当該研修の受講を修了した旨を証する書類等を認定(更新)申請時に提示があった場合には、当該基準を満たしていると考えてよい。

(答 4) 研修実施機関において、5 年以上の経験とは別に研修の受講を修了した旨の証明書が発行されるのであれば、認定(更新)申請時にその証明書を提示することで差し支えない。